

施設整備国庫補助のスケジュールについて（予定）

工事前年度
令和8年度

- 5月上旬 整備予定照会（施設整備計画予定書 提出依頼）（市→事業者）
- 6月上旬 施設整備計画書予定書 回答締切
- 6月下旬 整備予定事業者（法人）に審査会用書類提出依頼（市→事業者）
- 7月下旬 審査会用書類 提出締切

【これ以降の整備計画及び設計の変更は不可】

- 8月下旬 審査会 開催
- 9月下旬 審査結果を整備予定事業者に通知
- 1月上旬 国庫補助協議資料提出依頼（市→事業者）
- 2月下旬 国庫補助協議資料締切
- 3月中旬 国庫補助協議資料提出（市→関東信越厚生局）

工事実施年度
令和9年度

- 7月上旬 補助内示（関東信越厚生局→市）【入札可、契約・着工不可】
- 7月下旬 補助金交付申請（事業者→市）
- 9月頃 交付決定【契約・着工可】
- 3月末 完成

工事実施翌年度
令和10年度以降

令和10年

- 4月 事業所新規指定

令和11年度

- ～6月下旬 補助事業に係る消費税額控除について市へ報告

※スケジュールは、国の動向などにより、変更となる可能性があります。